

学校法人二本松学院 行動計画（一般事業主）

本学院教職員がそれぞれの職場においてその能力を発揮し、仕事と家庭環境の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間

2. 内容

目 標 1 「ノー残業デー(週1回)」を継続実施し、所定外労働時間の削減に努める。

〈対 策〉

令和5年7月 所定外労働時間低減に向けて教職員へ啓発を行うとともに、勤務実態を把握する。

令和6年4月 前年度の学院全体の所定外労働時間の現状を共有し、改善の余地のある部署については問題点を部署ごとに抽出し、改善のための方策を関係者間で立案・実行する。

令和7年4月 前年度と同様に、前年度の学院全体の所定外労働時間の現状を共有し、改善の余地のある部署については問題点を部署ごとに抽出し、改善のための方策を関係者間で立案・実行する。

目 標 2 労働基準法第39条第7項（年5日の時季指定義務）を遵守し、教職員の申し出の他、時季を指定し年次有給休暇の取得を促進する。

〈対 策〉

令和5年7月 年次有給休暇の取得状況を確認し、学内掲示板で年次有給休暇の取得を啓発し、未取得者等においては、個別に取得を促す。

令和6年4月 令和5年度の教職員一人一人の取得状況をまとめ、本人及び所属長に通知する。

令和7年4月 前年度同様、教職員一人一人の取得状況をまとめ、本人及び所属長に通知する。

目 標 3 教職員の子の看護休暇や介護休暇の取得を促進する。

〈対 策〉

令和5年9月～ 学内掲示板等を活用して、制度の周知を徹底する。

また、管理職会等を通じ該当者を把握し、個々に休暇取得を勧める。

以 上